

答申第 12 号 (概要)

- 1 件名 心理検査そのものと判定結果に係る〇〇さんの情報
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成 26 年 5 月 7 日
- 4 原決定年月日 平成 26 年 5 月 21 日
- 5 決定の内容 不存在決定
- 6 異議申立年月日 平成 26 年 5 月 22 日
- 7 不存在決定理由

児童相談所には、心理面接や心理検査を受けた者のみに、心理面接記録や心理診断及び心理検査時に使用する検査用紙が個人情報の文書として存在する。この心理診断及び心理検査は、保護のケースによりその要否を判断し、実施しているものであり、全てのケースで実施しているわけではない。

そして、本件児童については、これまでに児童相談所で心理面接や心理検査を全く実施していないため、これらの文書は存在しない。

8 異議申立ての趣旨

本件不存在決定の取消しを求める。

- 9 諮問年月日 平成 26 年 5 月 28 日
- 10 答申年月日 平成 26 年 12 月 5 日
- 11 審査会の結論 不存在とした決定は妥当である。

12 審査会の判断概要

実施機関によれば、保護に至る経緯には、緊急性があつて直ちに保護する場合、計画的に目的性を持って保護する場合、行動観察により子どもの状態を見極める場合など様々なケースがあり、その内容や目的等により心理検査等の要否を判断しているとのことである。

本件については保護期間が 12 日間であり、その間、児童相談所で親族を含めて話し合いをする中で、一定家族で責任を持って対応するとの申し出があつたことなどから、検討の結果、本件児童に対する心理面接や心理検査等を行う必要性はないと判断したものであるという実施機関の主張に不合理な点はなく、本件個人情報の記録は存在しないものと認められる。